

○豊中市財務規則 昭和46年3月30日 規則第13号

(契約保証金の納付の免除)

第110条 主管部課長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5第1項及び第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が国又は地方公共団体と種類をほぼ同じくする契約であって、規模が同等以上のものを2回以上にわたって締結し、これらの契約のうち2件以上について過去2年間に全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が少額（契約の相手方の協力を得られなければ市長が施策を遂行できない場合は、その都度市長が認める額）であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。